

鳥取大学工学部教育研究活動等助成特別会計に関する申し合せ

鳥取大学工学部同窓会理事会

昭和61年3月3日制定

平成5年8月1日一部改正

- 1 鳥取大学工学部同窓会会則第2条の目的及び第6条の事業を遂行するため、同窓会に、鳥取大学工学部教育研究活動等助成特別会計を設け、工学部教職員並びに学生の教育・研究活動等を助成する。
- 2 同窓会長は、工学部で審査された申請書に基づき、助成を決定する。
- 3 特別会計の資金は、鳥取大学工学部創設20周年記念事業会の剰余金、鳥取大学工学部創設30周年記念事業会の剰余金、預金利息及びその他の収入をもって充てる。